

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和5年3月28日

豊山町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。このため、管内の農地が有効に利用されるよう当該農地の適正管理の指導を行う。

については、法第7条第1項に基づき、農業委員の担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、豊山町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法という。」）第5条第1項に規定する愛知県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する豊山町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた、農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	61 ha	0 ha	0 %
3年後の目標 (令和8年3月)	42 ha	0 ha	0 %
目 標 (令和15年3月)	35 ha	0 ha	0 %

※ 管内の農地面積は、「農地台帳システム」の農地面積計とする。

※ 目標設定の考え方としては、現状の遊休農地面積を最終目標年月まで維持していく。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地パトロール

- ア. 適宜実施し、違反転用の防止・早期発見を図る。
- イ. 強化月間を設定し、現状把握に努める。

②利用状況調査

- ア. 農地法第30条第1項に基づき適切に実施する。
- イ. 可能な限り地域に精通した農業委員を地区担当とする。
- ウ. 積極的に耕作状況を把握し、不適切な農地については、利用意向調査及び適正な管理指導につなげる。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 農地の集積・集約化について

(1) 農地集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年3月)	61 ha	16 ha	26.2 %
3年後の目標 (令和8年3月)	42 ha	20 ha	47.6 %
目 標 (令和15年3月)	35 ha	28 ha	80.0 %

※ 管内の農地面積は、「農地台帳システム」の農地面積計とする。

※ 愛知県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の集積に関する目標に基づき指針の目標は80.0%とする。

(2) 農地の集積・集約化の評価方法

農地の集積の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. その他

この指針は、令和 14 年度を目標とし、3 年ごとに検証・見直しを行う。なお、年度途中であっても農業委員会にて見直しが必要とされた場合は、随時、見直しを行うことができる。